

## 三重県小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法上乘せ助成事業実施要領

### (趣旨)

第1条 三重県は、将来子どもを産み育てることを望む小児及び思春期・若年（AYA世代）のがん患者等が希望をもってがん治療に取り組めるように、その経済的負担の更なる軽減を図るため、「三重県小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業実施要領」（以下、研究促進事業実施要領という。）による妊孕性温存療法に要する費用の助成を受けた者に対し、予算の範囲内において助成金を交付するものとし、その交付に関しては、三重県補助金等交付規則（昭和37年三重県規則第34号）に規定するもののほか、この要領に定めるところによるものとする。

### (実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、三重県とする。

### (助成対象者)

第3条 この要領による助成の対象となる者は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 第6条に定める申請時に、三重県内に住所を有している者であること
- (2) 第4条に定める治療において、凍結保存を行った時点の年齢が43歳未満の者であること。
- (3) 以下①から④までのいずれかの原疾患の治療を受ける者であって、研究促進事業実施要領の対象となる温存療法を実施することができる医療機関として指定を受けた医療機関（以下、指定医療機関という。）の生殖医療を専門とする医師及び原疾患担当医師により、妊孕性温存療法に伴う影響について評価を行い、生命予後に与える影響が許容されると認められる者であること。ただし、子宮摘出が必要な場合など本人が妊娠できないことが想定される場合は除く。
  - ① 「小児、思春期・若年がん患者の妊孕性温存に関する診療ガイドライン」（日本癌治療学会）の妊孕性低下リスク分類に示された治療のうち、高・中間・低リスクの治療
  - ② 長期間の治療によって卵巣予備能の低下が想定されるがん疾患：乳がん（ホルモン療法）等
  - ③ 造血幹細胞移植が実施される非がん疾患：再生不良性貧血、遺伝性骨髄不全症候群（ファンconi貧血等）、原発性免疫不全症候群、先天性代謝異常症、サラセミア、鎌状赤血球症、慢性活動性EBウイルス感染症等
  - ④ アルキル化剤が投与される非がん疾患：全身性エリテマトーデス、ループ

ス腎炎、多発性筋炎・皮膚筋炎、ベーチェット病等

(4) 妊孕性

(4) 指定医療機関から妊孕性温存療法を受けること及び研究へ臨床情報等を提供することについての説明を受け、同意した者であること。なお、未成年者の場合は原則として本人も説明を受けたうえで、親権者または未成年後見人が同意した者であること。

(5) 研究促進事業実施要領による助成と合わせて申請している者であること。

(6) 三重県の交付する補助金等からの暴力団排除措置要綱（以下「暴力団排除要綱」という。）別表に掲げる一に該当しないこと。

(対象となる妊孕性温存療法に係る治療)

第4条 この要領による助成の対象となる妊孕性温存療法に係る治療は、以下のいずれかとする。

(1) 未受精卵子凍結に係る治療

(2) 精子凍結に係る治療（精巣内精子採取術によるものを除く）

(助成対象費用)

第5条 この要領による助成の対象となる費用は、妊孕性温存療法及び初回の凍結保存に要した医療保険適用外の費用から、研究促進事業実施要綱による助成額（申請中であって助成見込みの額を含む。）を控除した額とする。ただし、治療に直接関係のない入院室料（差額ベッド代等）、食事療養費、文書料等の費用及び凍結保存の維持に係る費用は対象外とする。

2 本事業の対象となる費用について、特定不妊治療費助成事業その他の国または地方公共団体の負担による助成を受けている場合は、助成の対象外とする。

(助成上限額及び助成回数)

第6条 この要領による助成の額は、妊孕性温存療法に係る治療の方法ごとに別表に定める額を上限とし、対象者一人につき通算2回を限度とする。

(申請)

第7条 研究促進事業実施要領による助成の申請をした者のうち、妊孕性温存療法に係る費用が研究促進事業実施要領に定める助成額の上限を超えた者について、この要領による助成の申請があったものとして取り扱うものとする。

(助成決定及び支払い)

第8条 知事は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の内

容を審査し、適当と認めるとき、または適当と認めないときはその理由を付して、書面により申請者に通知するとともに、助成金を申請者の指定する金融機関の口座に振込の方法で支出するものとする。

(助成金の返還)

第9条 知事は、虚偽その他の不正手段により助成を受けた者に対して、助成した額の全部または一部の返還を命ずることができるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年8月1日から施行し、令和3年4月1日以降に終了した妊孕性温存療法について適用する。

別表（第6条関係）

対象となる治療	1回あたりの助成上限額
未受精卵子凍結に係る治療	5万円
精子凍結に係る治療（精巣内精子採取術によるものを除く）	5千円